

平成 24 年 12 月 11 日

各 位

上場会社名 株式会社 ア マ ガ サ
(JASDAQ・コード 3070)
本社所在地 東京都台東区浅草六丁目 36 番 2 号
代 表 者 代表取締役社長 天 笠 竜 蔵
問 合 せ 先 経営企画室長 西 山 泰 敬
電 話 番 号 (03) 3871-0111 (代表)
(URL <http://www.amagasa-co.com/>)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 11 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社株式 1 株を 200 株の割合をもって分割するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用します。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 1 月 31 日(木曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年 1 月 31 日(木曜日)最終の発行済株式数に 199 を乗じた株式数とします。平成 24 年 12 月 11 日現在の発行済株式総数で試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	9,600 株
今回の分割により増加する株式数	1,910,400 株
株式分割後の発行済株式総数	1,920,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	6,400,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 1 月 15 日(火曜日)
基準日	平成 25 年 1 月 31 日(木曜日)
効力発生日	平成 25 年 2 月 1 日(金曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 2 月 1 日(金曜日)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日	平成 25 年 2 月 1 日(金曜日)
-------	----------------------

(参考)平成 25 年 1 月 29 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 2 月 1 日(金曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款 第 7 条以下の条数を各一条繰り下げいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります(下線部分に変更箇所)。

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,400,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 <u>7</u> 条～第 <u>30</u> 条 (省略)	第 <u>8</u> 条～第 <u>31</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>① 第 6 条の変更及び第 7 条の新設とそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成 25 年 2 月 1 日とする。</u> <u>② 本附則は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。</u>

以 上